

各務原市がん患者医療用補正具購入費助成金交付要綱

(令和2年3月25日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、がん患者の治療、就労、社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がん患者の医療用補正具としての全頭用の医療用ウィッグ（以下「ウィッグ」という。）及び乳房補正パッド又は人工乳房（以下「乳房補正具」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で各務原市がん患者医療用補正具購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（次条第2項において「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) ウィッグ又は乳房補正具を購入した日及び助成金の申請をする日において市内に住所を有すること。
- (2) 手術、薬物治療、放射線治療等のがんの治療を受けた者又は現に受けている者であること。
- (3) がんの治療の伴う脱毛又は乳房の切除により、治療と就労、社会参加等との両立に支障が出る、又は出るおそれのある者であること。
- (4) 他の地方公共団体から同種の助成を受けていないこと。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) ウィッグ ウィッグ本体（装着に必要な頭皮保護用のネットを含む。）の購入額とし、2万円を上限とする。
- (2) 乳房補正具 乳房補正パッド又は人工乳房（これらを固定する下着を含む。）の購入額とし、2万円を上限とする。

2 助成金を受けることができる回数は、対象者1人につき前項各号に掲げる区分ごとに1回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の適否を決定し、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けた者に対して、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に購入したウィッグについて適用する。

附 則 (令和2年10月1日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市がん患者医療用補正具購入費助成金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に購入した乳房補正具について適用する。

附 則 (令和3年3月31日決裁)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市がん患者医療用補正具購入費助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に購入したウィッグ又は乳房補正具について適用し、同日前に購入したウィッグ又は乳房補正具については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。